

深川市強靱化計画（改訂案）の概要について

計画の策定趣旨（案 P2）

2011 年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

また、本市においても、豪雨・暴風雨による洪水や土砂災害、大規模な地震の発生のほか、この地域特有の豪雪・暴風雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっています。

こうした中、国においては、2013 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014 年 6 月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、さらに、基本法の施工後 5 年となる 2018 年 12 月及び施工後 10 年となる 2023 年 7 月に、国において基本計画の見直しが行われました。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取り組みを進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を 2015 年 3 月に策定し、国の基本計画の見直しを踏まえ 2025 年 3 月に改訂するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきました。

この間、本市においても、東日本大震災の教訓を踏まえ「深川市地域防災計画」の見直しを行ったほか、2016 年や 2018 年の豪雨災害の経験などを踏まえ、防災・減災のための取り組みを強化してきたところです。

本市における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の持続的な成長を実現するためには、国、北海道、市町村、民間事業者、市民等の総力を結集し、これまでの取り組みを更に加速していくことが重要であると考えています。

こうした基本認識のもと、北海道強靱化計画に調和した取り組みを進めるためにも、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「深川市強靱化計画」を策定するものです。

計画の位置づけ（案 P3）

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられています。

このため、本市の総合計画、地域防災計画、まち・ひと・しごと総合戦略等の分野別計画と連携した上で、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災、産業、医療、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進するものです。

基本目標（案 P4）

深川市強靱化の目標

- （１）人命の保護が最大限図られること
- （２）市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- （３）迅速な復旧復興
- （４）市の持続的成長の促進

事前に備えるべき 7 つのカテゴリー（案 P8～37）

国の基本計画や北海道強靱化計画との調和を図るとともに、積雪寒冷など本市の地域特性等を踏まえ、本計画の中では、7 つの「事前に備えるべきカテゴリー」を設定し、その対策を計画期間の中で重点的に展開していきます。

- ① 人命の保護
- ② 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保
- ③ 行政機能の確保
- ④ 経済活動の機能維持
- ⑤ 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保
- ⑥ 迅速な復旧・復興等

計画期間（案 P38）

「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、概ね 5 年ごとに計画全体を見直すこととします。